

グループホーム喜成会サービス利用料金（1日あたり）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度および負担割合によって1割もしくは2割負担と異なります。）

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	8,254 円	8,639 円	8,893 円	9,065 円	9,248 円
2. うち、介護保険から給付される金額	7,428 円	7,775 円	8,003 円	8,158 円	8,323 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	826 円	864 円	890 円	907 円	925 円

※ 加算について

☆認知症専門ケア加算…厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定数単位を加算する。 ★ 認知症専門ケア加算（Ⅰ）……3単位

☆サービス提供体制強化加算…厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数加算する。 ★ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）……12単位

☆介護職員処遇改善加算（Ⅰ）…8.3%（1日単価に利用回数をかけた単位にかかります）

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆ご契約者が、短期入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく1日あたりの利用料金は、上記に定められた介護度別のサービス利用に係る自己負担額となります。

（1）介護保険の給付対象とならないサービス

* 以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

- ① 食事の提供 （1ヵ月 32,000円）
- ② 光熱水費 （1ヵ月 12,500円）
- ③ おむつの提供 （実費）

- ④ 理美容サービス（実費）
- ⑤ 医師の往診等診療上の世話（実費）
- ⑥ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

- ⑦ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合は、交付を受けることができます。

- ⑧ ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（1日あたり）

ご契約者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
料金	8,254 円	8,639 円	8,893 円	9,065 円	9,248 円

ご契約者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合 8,664 円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。